

北広島町公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務仕様書

1 業務名称

北広島町公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務

2 業務目的

本町では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロと、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量の68%削減を目標に掲げ、その取組の一つとして、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利活用の促進を進めている。

これらの設備の導入にあたっては、町役場が率先垂範により公共施設に最大限導入し、エネルギーコストの削減やレジリエンスの強化等のメリットを町内に広く波及させることが重要であることから、本事業では、公共施設及び公有地を対象に太陽光発電設備の導入可能性を調査・検討する。

3 業務内容

上記の目的を達成するため、本町の公共施設（20施設程度）及び公有地（10箇所程度）において、太陽光発電設備の最大限導入に向けた実現可能性を調査する。業務実施にあたっては、施設及び導入場所の選定基準を明確にし、もっとも効率的に調査できるよう、基準ごとに施設の導入可能性に応じ段階的に調査を行うこと。調査は全施設ですべての項目を実施できることが望ましいが、予算や期間を考慮し、各施設においてどの調査まで実施するかを分類を行い、町担当者と協議の上で、以下の項目を調査すること。

(1) 設置施設・場所・負荷等の調査・検討

町が提供するリストに基づき、調査対象施設及び公有地を選定し、設置施設・場所・負荷・規模等について、具体的かつ適切に調査・検討する。

(2) 発電シミュレーションの実施

気象データ・日射量・影等について具体的かつ適切に考慮したうえで、導入可能量や発電量等のシミュレーションを実施し、最適な設置位置・設置手法を調査・検討する。

(3) 地域の経済・社会にもたらす効果等の分析、事業採算性の評価

太陽光発電設備等を導入することによる事業採算性を評価するとともに、地域の経済・社会にもたらす効果等を分析する

(4) 設置計画の策定

発電シミュレーション等の結果を踏まえて、町又は令和6年度設立予定の地域エネルギー会社がPPA方式により導入する場合の工程表を作成する。また、年度ごとに必要額を算出するとともに、地域エネルギー会社で設備を導入する場合の資金調達方法（資本金、出資金等）についても併せて検討する。

(5) 報告書作成 上記の検討結果をとりまとめた報告書を作成する。

4 履行期間 契約の日から令和5年12月28日まで

5 履行場所 北広島町内

6 成果物

(1) 業務実施報告書 3部

(2) 上記(1)の電子データを保存したCD-R 1枚

(3) 打合せ記録 一式

7 提案上限額

8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

8 支払条件

精算払い

9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ町の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

10 その他

(1) 本業務は、環境省「令和4年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用して実施するため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。

(2) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。

(3) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

(4) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、町の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。

(5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。

(6) 成果物に契約不適合があった場合は、町の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。

(7) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、町と受託者の協議により事業を実施するものとする。